

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成27年7月～9月）

平成27年7月～9月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
7月7日	戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件第1回職権調停期日	東京
9月7日	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件第1回審問期日	静岡
9月15日	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件第2回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成27年7月～9月）

受付事件の概要

春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（平成27年（ゲ）第3号事件）平成27年7月7日受付

申請人に生じている睡眠障害、味覚の変化及び鼻の痛みは、被申請人が経営するクリーニング店のボイラー・作業場から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件

（平成27年（セ）第3事件）平成27年8月10日受付

申請人宅に近接したビル解体工事から発生する騒音・振動により、申請人Aは、ゆっくり休むことができず、神経的に不安を感じているとともに、自ら経営している茶席の貸し出しができないでいるほか、振動による茶席及び工房に壁のひび割れや屋根瓦の緩みが生じ、申請人Bは、高齢で持病があり、寝室で休んでいるが、十分に休むことができないなど、営業損失及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1,365万円の支払を求めるものです。

世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件

(平成 27 年 (ゲ) 第 4 号事件) 平成 27 年 8 月 20 日受付

申請人の身体に付いた油、申請人宅の油汚れ及び室内に流入・滞留する油煙、並びに空気がチクチクする等の被害は、被申請人が経営する飲食店から発生した油、油煙及び油煙に含まれている油の微粒子を強制排気し、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 4 号事件) 平成 27 年 9 月 8 日受付

本件は、申請人 2 名が、申請人宅隣地における新築マンション建設工事から発生する騒音・振動により睡眠不足となったほか、申請人 A は、ストレスによりうつ病に罹患し、申請人 B は、ストレスと睡眠不足により持病が悪化し働けなくなるなどの精神的苦痛及び健康被害を受けたと主張して、被申請人に対し、損害賠償金 500 万円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件

(平成 26 年 (ゲ) 第 3 号事件)

1 事件の概要

平成 26 年 10 月 23 日、東京都稲城市の住民 1 名から、レジャー施設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する温泉施設の設備から低周波音・騒音・振動が発生・拡散したことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、温泉施設の設備から発生・拡散した騒音・振動等と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めましたが、平成 27 年 7 月 3 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 1 号事件・平成 27 年 (調) 第 4 号事件)

1 事件の概要

平成 27 年 1 月 6 日、個人及び法人から金属加工会社を相手方（被申請人）として責任裁

定を求める申請がありました。

申請の内容は、申請人らが、被申請人は、申請人法人所有の倉庫に隣接した工場において、操業に伴い発生する硫化水素を処理することなく排出し、大気汚染及び悪臭を発生させていると主張し、これによる被害に関して、被申請人に対し、損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 27 年 6 月 23 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（平成 27 年（調）第 4 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 7 月 7 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件

（平成 24 年（ゲ）第 3 号事件・平成 25 年（ゲ）第 5・6・7 号事件）

1 事件の概要

平成 24 年 3 月 7 日、千葉県野田市の住民 3 人から、産業廃棄物処理業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らがめまい、吐き気、舌のしびれ等の健康被害を受けたのは、被申請人が操業をする産業廃棄物処理施設の操業に伴って排出された化学物質によるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、平成 25 年 3 月 11 日、同市の住民 20 人から（平成 25 年（ゲ）第 5 号事件）、同年 4 月 3 日、同市の住民 1 人から（平成 25 年（ゲ）第 6 号事件）、同年 6 月 4 日、同市の住民 1 人から（平成 25 年（ゲ）第 7 号事件）、それぞれ同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年 3 月 25 日（平成 25 年（ゲ）第 5 号事件）、同年 4 月 23 日（平成 25 年（ゲ）第 6 号事件）、同年 6 月 25 日（平成 25 年（ゲ）第 7 号事件）、これらを許可しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4 回の審問期日を開催するとともに、当該施設から排出された化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 27 年 8 月 28 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。